

世田谷区高齢者住宅改修費助成のご案内

2023.4

お住まいの住宅に手すりを取付けたり、便器を和式から洋式に変更するなどの改修、高齢者の要介護化と重度化を予防するために要する費用を助成します。助成の内容は下記のとおり2種類あります。

申請の際は、次の点にご注意ください。

- ※ 工事着工後のご相談および申請は助成対象になりません。まずはご相談下さい。
- ※ 新築または増築の場合は助成対象になりません。
- ※ 単なるリフォーム(設備の破損や老朽化による取替え)は助成の対象になりません。
- ※ ご相談のあと、訪問調査を行います。改修が必要であると認められてから、はじめて申請手続きを行っていただきます。

1. 予防改修

《対象者》

65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で要支援や要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下により、住宅の改修が必要と認められる方。

(要支援・要介護に認定された方は介護保険制度のサービスをご利用ください。)

《助成種目・助成基準額・利用者負担金》

助成種目	助成基準額	利用者負担金
①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器への便器の取替え ⑥上記の各改修に附帯して必要な工事	①～⑥を合わせて 200,000円	助成基準額の1割～3割 (介護保険の利用者負担割合に準じる) *改修費合計額が助成基準額を下回る場合は改修費の1割～3割 *介護保険料の徴収区分が1階層の方は負担金免除 *助成基準額を超える改修費部分は、すべて利用者の負担 (※工事費も含めて改修費という)

2. 設備改修

《対象者》

65歳以上の方で、介護保険の要介護認定において要介護・要支援・非該当の結果が出た方のうち、世帯全員の前年の所得合算額が6,232,000円以下の世帯の方で身体機能の低下により既存の住宅設備の使用が困難な方。

(要支援・要介護に認定された方は介護保険制度のサービスを優先してご利用いただきます。)

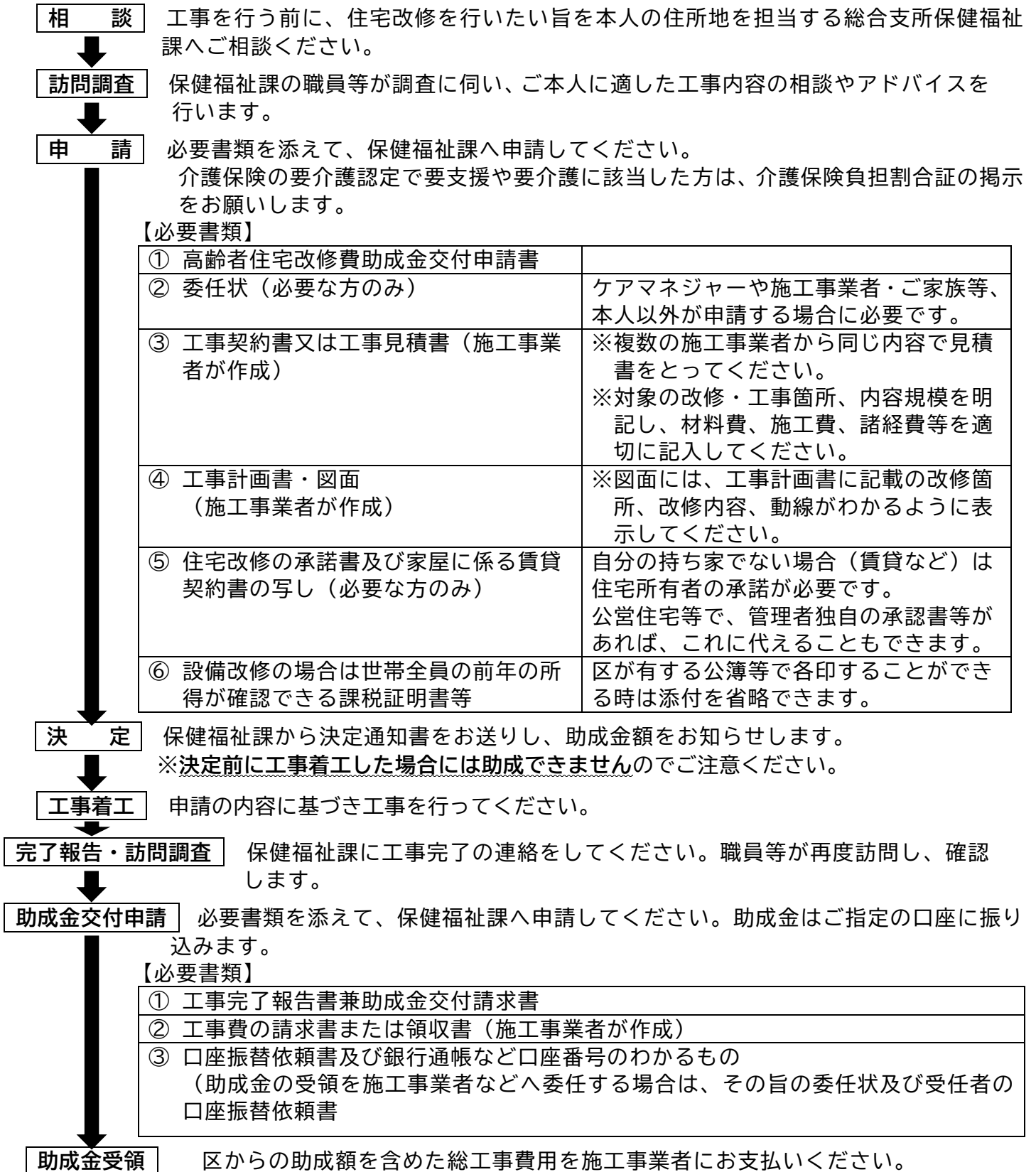
《助成種目・助成基準額・利用者負担金》

助成種目	助成基準額	利用者負担金
①浴槽の取替えとこれに附帯して必要な工事	379,000円	助成基準額の1割～3割 (介護保険の利用者負担割合に準じる) *免除はありません。 *その他の規定は予防改修と同じ
②流し、洗面台の取替えとこれに附帯して必要な工事	156,000円	
③和式便器から洋式便器への取替えとこれに附帯して必要な工事	106,000円	

※浴槽の取替え及び便器の洋式便器への取替えについては、介護保険をご利用した同様の工事をされていない方に限ります。

※お支払いする金額は、助成基準額の9割～7割までです。改修費が助成基準額を下回る場合は、その額の9割～7割までとなります。要介護認定で要支援や要介護に該当された方は、介護保険負担割合証で負担割合を確認できます。

相談から助成を受けるまで



* 介護保険の要介護認定で非該当となられた方は、介護保険負担割合証が発行されないため、事前に利用者負担割合が確認できません。事前に利用者負担割合の確認を希望される方は、申請者本人が窓口に来ていただくか、代理で窓口に来られる方に事前に委任状をお渡しください。

《申し込み先》 お住まいの地域の保健福祉センター 保健福祉課

世田谷	保健福祉センター	保健福祉課	TEL 5432-2850	Fax 5432-3049
北 沢	保健福祉センター	保健福祉課	TEL 6804-8701	Fax 6804-8813
玉 川	保健福祉センター	保健福祉課	TEL 3702-1894	Fax 5707-2661
砧	保健福祉センター	保健福祉課	TEL 3482-8193	Fax 3482-1796
烏 山	保健福祉センター	保健福祉課	TEL 3326-6136	Fax 3326-6154